

川口市監査告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年1月5日

川口市監査委員	西	原	信一郎
同	金	井	洋
同	関		由紀夫
同	船	津	由徳

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

公の施設 老人福祉センター青木たたら荘

ア 所管課 長寿支援課

イ 指定管理者 社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

(2) 選定理由

出資目的に沿った事業運営等が適正かつ効率的に行われるほか、公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営が、協定書及び関係法令等に従って適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和4年11月1日～令和4年11月29日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 決算諸表等	法令等に基づいて適切に処理されているか
(2) 契約事務	支出内容は適切か
(3) 基本財産の管理	安全有利な方法で管理運用されているか
(4) 指定管理事業	協定書等に基づく義務の履行は適切か

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和7年9月30日

(2) 監査の実施期間

令和7年11月4日～令和7年11月27日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により
試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係者から事務の執行状況について説明
を聴取した。

【主な監査項目】

ア 所管課

(ア) 指定管理者の指定等事務

イ 補助団体、指定管理者

(イ) 事業運営等

a 定款・経理規程等の整備

b 理事会等の開催状況

c 決算諸表等の作成

(イ) 会計経理事務

a 社会福祉協議会補助金等の収入事務

b 消耗品購入等の支出事務

c 現金・預金通帳等の管理

- (ウ) 契約事務
 - a やすらぎ会館管理業務等の委託契約
 - b 印刷機等の賃貸借契約
- (エ) 財産管理
 - a 物品の管理
 - b 郵便切手等の受払い
- (オ) 事業の執行状況
 - a 自動販売機設置収益事業
 - b 指定管理施設の管理運営
- (カ) その他
 - a 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 契約事務について

委託契約において、業務検査結果に係る通知が、契約書に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

2 事業の執行状況について

管理物件の管理運営において、業務計画書及び収支予算書並びに事業報告書の提出が、基本協定書に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。